

1 介護マークの概要

(1) 静岡県の実施

静岡県は、認知症介護家族者との意見交換会等で「認知症の人の介護は、外見では介護していることが分かりにくいと、誤解や偏見を持たれて困っている。介護中であることを表示するマークを作成してほしい」という要望が寄せられたことをきっかけとして、全国初となる「介護マーク」(図1)を考案し、平成23年4月から希望者に配布している。

図1 介護マーク



(注) 1 縦69mm×横97mmのカードをケースに入れ、首から下げるなどして使用

2 「介」の字を、人が人を支える形に図案化

① 活用例

静岡県は、介護マークの活用例として、次のとおり紹介している。

(全国知事会ホームページから抜粋)

- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・ 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・ 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・ 病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき
- ・ 駅で切符を買うときや、スーパーで買った物を袋詰めしているときなど、認知症の方は目を離れたわずかの間にどこかに行ってしまうことがあるので、通りがかりの人に少しの間見守ってほしいと頼みたいとき など

② 普及方法

- ・ 県内全ての市役所・区役所・町役場(45か所)、地域包括支援センター(164か所)等において、平成23年4月から希望者に、職員が説明の上配布している(令和4年3月末現在で2万6,939個)。
- ・ 介護マークの普及に協力する介護マーク普及協力事業所を指定している(令和4年12月5日現在で1,011事業所)。

スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、タクシー事業者、介護事業所等幅広い業種が指定され、ポスターやちらし(資料1参照)の事業所での掲示・配布、社員

への研修、顧客へのPRなど、介護マークの普及に貢献している。

(2) 厚生労働省の取組

厚生労働省は、静岡県からの「介護マークの全国的な普及を図ってほしい。」との要望書の提出を受け、平成23年12月、各都道府県の民生主管担当部（局）宛てに事務連絡（資料2参照）を発出し、障害保健福祉担当部局とも連携の上、市町村に情報提供するなど、同マークの周知について協力を要請している。

なお、同事務連絡では、介護マークの著作権は静岡県にあること及びデザインの改変等はできないものの、介護マークの利用による使用料等は発生しないことについて併せて周知している。

2 行政相談の要旨（平成28年6月に女性から行政相談委員に寄せられた相談）

息子は自閉症で、一見、障害があることはほとんど分からないが、成人した現在でも常に付添いが必要で、外出時はほぼ、母親である私が付き添っている。

息子から常に目を離すことができないため、息子がトイレを利用する際は私が男性用トイレに同行し、私が利用する際は女性用トイレに連れて行かなければならない。息子のトイレに付き添ったとき、見知らぬ男性から「なぜ男性用トイレに女性が入って来るのか」と問い詰められ、つらく嫌な思いをしたこともある。また、私の下着を購入する際も、息子を女性用下着売場に連れて行かなければならず、周囲から「なぜ成人男性が女性用下着売場にいるのか」という目で見られることがあり、外出先で精神的な負担を感じることが多い。

このため、障害者の付添い中であることが周囲の人に一目で分かってもらえるマークを普及してほしい。

3 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた情報提供の要旨（平成29年1月）

上記の相談が寄せられたことを踏まえ、当局が東北管内の全地方公共団体（東北6県及び227市町村の計233団体。以下同じ。）における介護マークの普及に係る取組状況を調査するとともに、行政苦情救済推進会議に付議した結果、次の意見があった。

(1) 行政苦情救済推進会議（平成28年12月14日開催）の意見

- ① 本相談は、女性である相談者が、一見、障害があるとは明らかでない成人男性の息子さんから常時目が離せないために、息子さんを女性用下着売場に連れて行ったり、外出先で息子さんのために男性用トイレに立ち入ることを余儀なくされたりするなど、日常生活における精神的な負担は相当のものと推察される。
- ② 本相談をきっかけとして東北管区行政評価局が調査したところ、介護マークのように有効な方策が考案され、その普及が図られながらも、次の実態が明らかになった。
 - i 東北管内において、普及に取り組んでいる地方公共団体は少数であること。
 - ii このマークは、自閉症など、一見、障害があるとは分かりにくい方を介護する場合にこそ有効であるにもかかわらず、障害者の介護者も配布対象としている地方公共団体はごく僅かであること。
 - iii その結果、障害者団体を含め、福祉の現場には十分に浸透していないこと。
- ③ また、障害者団体等から意見を聴取したところ、平成28年4月に障害を理由とする差

別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。いわゆる障害者差別解消法）が施行され、障害者への合理的な配慮が求められている中、行政、各種団体、民間事業所等が一体となって介護マークの普及に尽力してほしい、とのことであった。

- ④ 本相談のように、表立って言いにくいことを住民に身近な行政相談委員が酌み取り、その事実を基にして、関係機関が問題の解決・改善に取り組む萌芽となることは、行政相談の重要な役割である。
- ⑤ 一方、介護中であることを表示するマークに関する取組は、地方公共団体の自治事務であることを踏まえておく必要がある。
- ⑥ 以上のことから、本相談を受けた東北管区行政評価局の対応としては、次の事項について、東北管内の全地方公共団体に情報提供することが適当である。
 - i 障害者の付添い中であることが周囲に分かってもらえるマークを普及してほしいという行政相談があったこと。
 - ii 静岡県が介護マークを考案し普及に取り組むとともに、厚生労働省も同マークの周知を図っていること。
 - iii 東北管内において、普及に取り組んでいる地方公共団体も一部にはみられるものの、全般的にみて同マークの普及は必ずしも進んでいないこと。

(2) 当局の対応

上記の行政苦情救済推進会議で情報提供することが適当とされた三つの事項について、平成 29 年 1 月 27 日付けで、東北管内の全地方公共団体の高齢者保健福祉担当及び障害保健福祉担当に、情報提供を行った。

4 行政相談委員から提出された意見の要旨（令和 2 年 7 月）

私の周囲には外見だけでは分からない障害を抱える者も多く、周囲に障害者であることや付添い中であることを知らせる介護マークは、価値の高いマークだと思う。

しかしながら、市障害福祉課に確認すると、文書として見たことはあるが市としては普及に取り組んでいないとのことであった。さらに、市社会福祉協議会や障害者団体の役員などに問い合わせたが、いずれにおいても知られていない状況であった。

その後、当該市は介護マークの普及に取り組むようになり、ポスターやちらしにより周知啓発が行われている。

介護マークの取組は平成 23 年度に静岡県から始まったものであるが、地方公共団体での普及はいまだに進んでいない。障害者が一人でも多く伸び伸びと生きることができ、介護する人の負担軽減につながるよう、介護マークの普及の取組を推進してほしい。

5 介護マークの普及に関する当局の調査結果（令和 4 年 12 月末現在）

(1) 東北管内における介護マークの普及状況

当局において、改めて東北管内の全地方公共団体を対象に介護マークの普及状況について調査を実施し、233 団体のうち **193 団体 (82.8%)** から回答を得た。

当該 193 団体における介護マークの普及状況は、次のとおりであった。

- ・ 東北管内において、介護マークの普及に取り組んでいる地方公共団体は **19 団体 (9.8%)**。前回の調査^(注)から **3.8** ポイント増加

- ・ 介護マークの普及に取り組んでいないと回答した 174 団体のうち、8 割を超える 145 団体 (83.3%) が介護マーク自体を知らないと回答
 - ・ 当局による情報提供 (平成 29 年 1 月) を受けて、介護マークの配布、広報誌やホームページでの周知、認知症サポーターを対象とした講座での紹介など何らかの取組をしているのは 8 団体
- (注) 平成 28 年 12 月 1 日現在の状況について、東北管内の全地方公共団体から電話聴取により把握したもの

表 東北 6 県における介護マークの普及状況

区分	地方公共団体数	調査時点	回答数	普及に取り組んでいる地方公共団体	普及に取り組んでいない地方公共団体	
					うち介護マークを知らない	と回答した地方公共団体
青森県	41	R4.12	40	1 (2.5)	39 (97.5)	34 (87.2)
		H28.12	41	0 (0.0)	41 (100)	33 (80.5)
岩手県	34	R4.12	31	2 (6.5)	29 (93.5)	26 (89.7)
		H28.12	34	2 (5.9)	32 (94.1)	30 (88.2)
宮城県	36	R4.12	28	3 (10.7)	25 (89.3)	18 (72.0)
		H28.12	36	2 (5.6)	34 (94.4)	27 (75.0)
秋田県	26	R4.12	21	3 (14.3)	18 (85.7)	10 (55.6)
		H28.12	26	0 (0.0)	26 (100)	18 (69.2)
山形県	36	R4.12	29	7 (24.1)	22 (75.9)	18 (81.8)
		H28.12	36	7 (19.4)	29 (80.6)	17 (47.2)
福島県	60	R4.12	44	3 (6.8)	41 (93.2)	39 (95.1)
		H28.12	60	3 (5.0)	57 (95.0)	47 (78.3)
6 県計	233	R4.12	193	19 (9.8)	174 (90.2)	145 (83.3)
		H28.12	233	14 (6.0)	219 (94.0)	172 (73.8)

(注)1 当局の調査結果による (令和 4 年 12 月末現在)。

2 () 内は回答数に対する割合であり、「うち介護マークを知らないと回答した地方公共団体」の割合は「普及に取り組んでいない地方公共団体」数に対するものである。

(2) 介護マークに関する意見・要望

地方公共団体からの回答のうち、主な意見・要望は次のとおりである。

① 地域住民から地方公共団体に寄せられた意見・要望

- ・ 認知症や障害者の介護者から、介護マークが普及するよう取り組んでほしいとの要望があった。
- ・ 女性を介護する男性介護者から、介護マークの表示により誤解や偏見を防ぎ、安心して介護ができると喜ばれた。
- ・ 介護マークの配布を受けた男性介護者から、外出先の女性用トイレ等で介助する際、周囲の目が気にならなくなったとの声があった。

② 地方公共団体からの要望

- ・ 介護マークを普及させるため、国や県は積極的な周知を行ってほしい。
- ・ 介護マークの普及に取り組むに当たって参考となる事例を紹介してほしい。
- ・ 現在の介護マークの普及状況について教えてほしい。

6 調査結果を踏まえた当局の対応 (令和 5 年 3 月)

当局は、平成 28 年 6 月に行政相談委員を通じて寄せられた相談を基に実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、平成 29 年 1 月に東北管内の全地方公共団

体に対し、介護マークの一層の普及について情報提供したところである。

しかしながら、令和2年7月に他の行政相談委員から介護マークの普及が進んでいない、更に取り組を推進すべきであるとの意見が出されたことから、改めて当局において実情を調査した。その結果、東北管内の地方公共団体において介護マークの周知や取組が必ずしも進んでいない状況がみられ、また、地方公共団体からは参考となる取組事例や現在の介護マークの普及状況について情報提供を求める要望があった。

以上を踏まえ、当局は、介護マークが一層普及することに合わせ、介護者への周囲の理解が更に深まるよう、次の事項を東北6県の高齢者保健福祉担当及び障害保健福祉担当に対し連絡するとともに、直接の担当窓口となる管内の市町村への周知を依頼するものである。

- ① 令和2年7月に行政相談委員から、介護マークの普及が進んでいないため更に取り組を推進すべきであるとの意見が出されたこと。
- ② 東北管内において、介護マークの普及に取り組んでいる地方公共団体も一部みられたものの、全体的にみて、普及が必ずしも進んでいないこと。
- ③ 介護マークの普及に取り組んでいる地方公共団体における具体的な取組の内容を業務の参考としていただきたいこと。

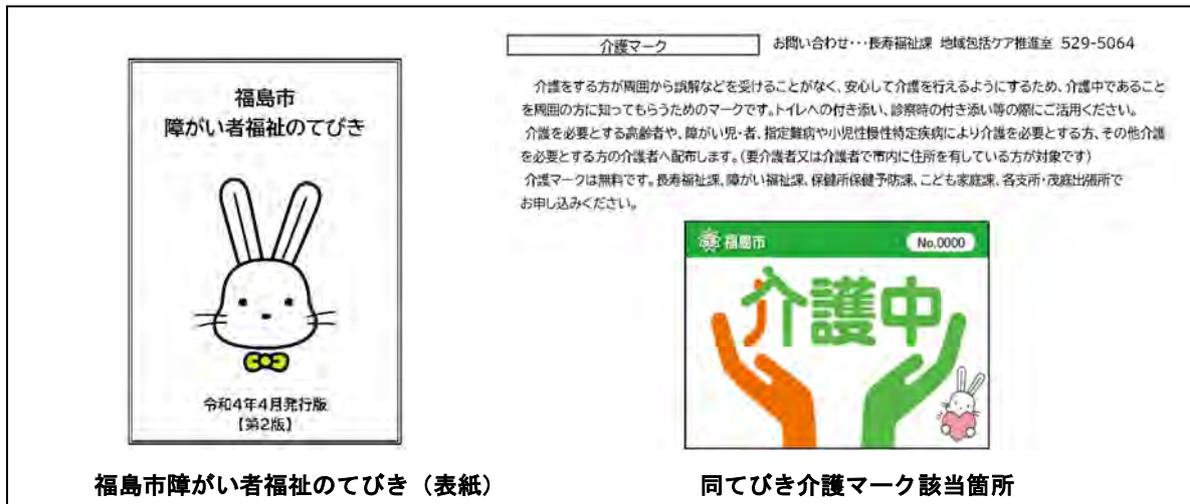
7 地方公共団体の取組例

(1) 福島市

- ・ 平成27年度から、介護マークの普及の取組を開始
- ・ 市のホームページや広報紙のほか、「福島市もの忘れあんしんガイドブック」(認知症ケアパス)、「福島市障がい者福祉のてびき」等で住民に周知(図2)
- ・ 介護マークをネームホルダーに入れて配布しており、令和4年11月末までに累計327名に配布
- ・ 障害者の介護者から介護マークの配布要望があったため、令和3年度から、配布対象を障害・難病・小児慢性特定疾患を持つ方の介護者に拡大するとともに、配布窓口も従前の市高齢福祉担当に障害福祉担当、難病、こども関係部署を追加

図2 「福島市もの忘れあんしんガイドブック」及び「福島市障がい者福祉のてびき」





福島市障がい者福祉のてびき（表紙）

同てびき介護マーク該当箇所

(2) 石巻市

- ・ 令和2年度から、介護マークの普及の取組を開始
- ・ 介護マーク周知ちらし（図3）から介護マークを切り取って使用してもらう方式をとっており、当該ちらしは市担当窓口（市高齢福祉担当及び障害福祉担当）、総合支所、地域包括支援センターで配布
- ・ 市のホームページ等で介護マークを周知するほか、介護マークを掲載したポスターを市担当窓口、総合支所、地域包括支援センターに掲示

図3 石巻市の介護マーク周知ちらし



(3) 山形市

- ・ 平成24年度から、介護マークの普及の取組を開始
- ・ リーフレット（図4）を作成してホームページに掲載するとともに、公益社団法人認知症の人と家族の会を始め、地域包括支援センター、公民館、コミュニティセンターに

送付して周知

なお、平成 24 年度には、市内を運行するコミュニティバス等に介護マーク周知ポスター（図 4）を掲示して周知

- 配布対象は、障害者を介護・支援されている方なども含めており、市高齢福祉担当窓口、地域包括支援センター窓口で配布。平成 24 年度は市内の障害者指定相談支援事業所（注）にも配布しており、累計 177 枚を配布

（注）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき山形市長の指定を受けた事業所。障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う。

図 4 山形市が作成した介護マークの周知のためのリーフレット及びポスター



(参 考)

1 行政相談委員

行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティアです。

行政相談委員は、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

また、行政相談委員は、相談活動を通じて得られた様々な行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べることができます(同法第 4 条)。

2 東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議

行政に関する苦情事案への対応に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立って、苦情の解決とともに苦情の原因である行政の制度・運営の改善を図ることを目的として開催しています。

構成員(令和 5 年 3 月 1 日現在)

座長	齊藤 睦男	弁護士
	遠藤 恵子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団評議員
	加藤 睦子	東北行政相談委員連合協議会会長
	神部 光崇	仙台商工会議所副会頭
	藤田 祐子	弁護士
	古里 直美	河北新報社防災・教育室部長

介護をする人にやさしい社会へ

介護マークを
ご活用
ください!



外出先でこのマークを見かけたら 温かく見守ってください

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいので、
誤解や偏見を持たれて困っているとの声が、介護家族から多く寄せられました。
こうした要望に応え、静岡県では、介護する方が、介護中であることを周囲に
理解していただくために、全国で初めて「介護マーク」を作成しました。

配布場所



市役所・区役所や町役場、またはお近くの
地域包括支援センター等で配布しています。

こんなときに

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
 - 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
 - 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- 障害のある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部 福祉長寿政策課 高齢者支援班 電話 054 - 221 - 2442

事務連絡
平成 23 年 12 月 13 日

各 都道府県 民生主管担当部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

「介護マーク」の普及について

日頃より、高齢者福祉行政に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないように、静岡県において「介護マーク」を策定し、周知するとともに、平成 23 年 4 月から県内で配布する取組が行われています。

このたび静岡県より、この取組の全国的な普及を図ってほしいとの要望書の提出を受けました。これを受けて、厚生労働大臣政務官より「介護マーク」について周知を図っていききたいと、別添のとおり発言があったところです。

つきましては、下記のとおり、「介護マーク」等の資料を送付いたしますので、各都道府県におかれましても、障害保健福祉担当部局とも連携のうえ、管内市町村へ情報提供するなど、周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、本件については社会・援護局障害保健福祉部とも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 「介護マーク」の周知・配布について

「介護マーク」の電子データ等を添付いたしますので、「介護マーク」の趣旨について、各自治体においても広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、「介護マーク」の活用について、静岡県での取組を添付（2. の③、④）いたしますので、各自治体の実情に応じて参考にしてください。

2. 送付する資料（圧縮ファイル）の内容 （省略）

① 「介護マーク」本体のデータ

※ 「介護マーク」を活用する際のデータとしてご利用ください。

静岡県ではこのマークを「縦 69mm×横 97mm」の紙へ印刷し、首からかけられるようケースに入れてあります。

② 「介護マーク」チラシ及びポスターのデータ

※ チラシ・ポスターの参考データとしてご活用ください。

③ 静岡県での取組状況

④ 静岡県が使用している普及チラシ及びポスターのデータ

3. 「介護マーク」等のデザインについて

「介護マーク」の著作権は静岡県にあります。デザインの改変等を行わないでください。なお、当データを利用することで使用料等は発生しません。

4. 静岡県の取組に関する詳細について

詳細については、静岡県へお問い合わせください。

○ 健康福祉部長寿政策課介護予防班 電話：054-221-2442

（本件連絡先）

厚生労働省老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

電話：03-5253-1111（内線3871）

FAX：03-3595-3670

(別添)

静岡県から「介護マーク」の全国普及に係る 要望書提出の際の藤田大臣政務官の発言概要

【平成 23 年 12 月 13 日 (火)】

厚生労働省では、本年 6 月に介護保険法等の一部を改正し、医療、介護、予防、住まいなどのサービスが連携した地域包括ケアシステム構築の取り組みを更に推進することとしております。

この静岡県の「介護マーク」の取り組みも地域で高齢者を支えていく先進的な好事例のひとつであると思います。

厚生労働省としても、「介護マーク」の普及について、各都道府県・市区町村に周知し、各自治体を通じて、全国へ「介護マーク」や「介護マーク」をPRするポスター等を配布し、周知を図っていきたいと考えています。